

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

異動日を挟んだ休養日の振替及び休日の代休日の取扱いについて（通知）

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第43条第3項、第44条第12項、第45条の2第1項及び第45条の3第1項に規定する休養日の振替及び休日の代休日の指定が異動日を挟んで行われる場合等の取扱いについては、下記の事項に留意し、適切に運用されたい。

記

- 1 異動前の休養日及び休日（以下「休養日等」という。）とされた日に勤務する必要がある場合
 - (1) 事前振替の原則
休養日の振替及び休日の代休日の指定（以下「休養日の振替等」という。）は、隊員の適正な勤務条件の確保の観点から当然に事前（異動前の休養日等とされた日に勤務するまで）に行わなければならないものとされている。
なお、自衛官以外の隊員（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第29条の3に規定する隊員をいう。以下同じ。）においては、緊急の業務等によって事前に休養日の振替等を行うことができなかつた場合における当該日の勤務については、超過勤務等となる。
 - (2) 具体的な取扱い
 - ア 異動前の休養日等とされた日における勤務を命ずる時点で異動することが明らかでない場合

(7) 異動前の休養日等とされた日に勤務した後に異動することが明らかとなった場合

休養日の振替等により異動前の休養日等とされた日に勤務を命ずる時点では異動することが明らかでなく、当該日に勤務した後に異動することが明らかとなった場合であって、振替による休養日等（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第2条の2第3項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合にあつては、4時間の勤務時間の割振りをやめる日。自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第11条第1項第1号に基づき4時間の休養をさせる場合は、4時間の休養をさせた日。以下同じ。）が異動日以後に設定されていたときには、隊務の円滑な運営、隊員の健康及び福祉、隊員の適正な勤務条件の確保等の観点を踏まえ、次のとおり取り扱うこととする。

① 防衛省内で異動する場合

防衛省内で異動する場合には、異動日以後に既に設定されていた休養日の振替等を有効なものとして取り扱うとともに、当該隊員の異動後の所属長（規則第44条第12項に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、当該隊員の異動後の業務の状況等を踏まえ、必要に応じて、既に設定されていた振替による休養日等を振替可能期間（規則第44条第12項又は規則第45条の3第1項に規定する防衛大臣の定める期間をいう。以下同じ。）内にある別の日に変更することができることとする。

この場合において、当該隊員の異動前の所属長は、当該隊員に対し、異動日以後に既に設定されていた振替による休養日等は有効なものとして取り扱われること及び振替による休養日等は異動後の業務の状況等によって別の日に変更される可能性があることを速やかに口頭等で通知するとともに、当該隊員の異動後の所属長に対し、当該隊員の休養日の振替等に係る管理簿等又はその写しを速やかに送付するものとする。

② 防衛省以外の省庁に異動する場合

防衛省以外の省庁に異動する場合には、防衛大臣以外の各省各庁の長が当該隊員に新たに勤務時間を割り振ることから、結果的に異動日以後の振替による休養日等はなくなることとなる。隊員の適正な勤務条件の確保等の観点から、このような事態が生じることを可能な限り避けることが適当であり、所属長は、隊員の異動の可能性等を踏まえ、このような休養日の振替等を可能な限り行わないように留意する必要がある。

(4) 異動前の休養日等とされた日に勤務するまでに異動することが明らかとなった場合

休養日の振替等により異動前の休養日等とされた日に勤務を命ずる時点では異動することが明らかでなかったが、当該日に勤務するまでに異動することが明らかとなった場合であって、振替による休養日等が異動日以後に設定されていたときには、隊務の円滑な運営、隊員の健康及び福祉、隊員の適正

な勤務条件の確保等の観点を踏まえ、次のとおり取り扱うこととする。

① 振替可能範囲内で、かつ、異動日の前日までに振替による休養日等を設けることができる場合には、既に設定されていた振替による休養日等を変更することとする。

② ①のとおり休養日の振替等を変更することができない場合であって、隊員が防衛省内で異動するときには、次のいずれかの方法によることとし、隊員が防衛省以外の省庁に異動するときには、iの方法によることとする。

i 休養日の振替等を取り消す。なお、自衛官以外の隊員においては、異動前の休養日等とされた日における勤務は、超過勤務等となる。

ii 当該隊員の異動前の所属長は、当該隊員の異動後の所属長に対し、当該隊員が異動日以後の振替可能期間にある日に勤務しないことが任務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがないかを確認し、当該隊員の異動後の所属長がそのおそれがないと判断した場合には、当該日を振替による休養日等とする休養日の振替等を行うことができることとする。この場合における当該隊員の異動後の所属長への関係資料の送付や異動日以後の振替による休養日等に勤務させる必要がある場合の当該休養日等における勤務の取扱いについては、ア(ア)①によることとする。

ただし、当該隊員の異動後の所属長が、当該日に当該隊員が勤務しないことが業務の円滑な運営に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、当該隊員の異動前の所属長は休養日の振替等を取り消す。

なお、自衛官以外の隊員においては、異動前の休養日等とされた日における勤務は、超過勤務等となる。

イ 異動前の休養日等とされた日における勤務を命ずる時点で異動することが明らかである場合

休養日の振替等により異動前の休養日等とされた日に勤務を命ずる時点で異動することが明らかである場合には、ア(イ)に準じて取り扱うものとする。

2 異動前の勤務日を休養日に変更していた場合

(1) 振替による休養日を休養日として休んだ後に異動する場合

振替による異動前の休養日を休養日として休んだ後、振替による勤務日（4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合にあっては、4時間の勤務時間を割り振る日。以下同じ。）とされた日が到来するまでの間に異動があると、当該隊員の異動前の所属長は、当該日に休養日の振替によって命じようとしていた勤務に当該隊員を従事させることができなくなることから、休養日の振替を行うに当たっては、このようなことが生じないように十分に留意する必要がある。

(2) 振替による休養日とされた日が到来するまでに異動することが明らかとなった場合

振替による休養日とされた日が到来するまでに異動することが明らかとなった場合は、休養日の振替を取り消すこととする。

3 超勤代休時間の取扱い

規則第44条の2に規定する超勤代休時間については、1(2)の趣旨を踏まえ、適切に対応するものとする。

この場合、当初指定した超勤代休時間を改めて別の日に指定するときには、当該超勤代休時間と同じ時間数の超勤代休時間を隊員の意向を確認した上で指定するなど、隊員にとって不利益な取扱いとならないように留意する必要がある。

4 その他

休養日の振替等を行うに当たっては、勤務日や休養日等の変更という重要な勤務条件の変更に際して、隊員に確実にその内容を伝えることが必要であることを踏まえ、休養日の振替等に関する規則等の規定に則って適切に対応することとする。